

2021年8月2日

総務省「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書（案）」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、総務省「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書（案）」に対し下記の意見を表明する。

当委員会は昨年12月、電波の新たな割り当て手法の検討や電波利用料制度の見直しにあたって、電波の経済的価値を過度に重視すれば、放送を通じて国民が享受している国民の「知る権利」に影響が出る懸念があるとの意見を表明した。

総務省が7月に公表した報告書（案）では、周波数オークション制度については、「透明性や迅速性の確保などにつながる一方、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれ（インフラ整備が遅れる懸念、利用者料金高騰の懸念など）、事業者間格差拡大の懸念があるなど、メリット・デメリットもある」と記述された。さらに、海外でオークションを取りやめる事例を紹介するとともに、「最近の事例も含めて、諸外国の動向やメリット・デメリットも踏まえ、引き続き、検討していくことが適当である」とした。

当委員会は、割り当て手法に関しては、周波数オークションなど過大な価格競争を引き起こす可能性のある制度が放送用帯域に適用されれば、小規模な放送事業者が資金不足から応札できず、結果として地方における情報発信の担い手が減少することにもなりかねないと考える。放送の根幹をなす「多元性・多様性・地域性」の原則を損なうものであり、結果として憲法が保障する国民の「知る権利」をも損なうことにつながる。

報告書案にある通り、まずは今回新たに導入した割り当て手法の運用状況を十分に検証することが重要であり、さらなる割り当て手法については、国民の利益を最優先に、慎重に検討を行うべきである。

電波利用料の用途となる電波利用共益事務の歳出規模に関し、報告書案が総額の維持を求めた点は妥当である。その上で、今後も電波を通じて国民の知る権利に奉仕する放送事業者が、その社会的役割を果たし続けるため、次期利用料制度の設計に当たっては、料額の継続性・安定性や事業者規模に配慮した検討を求めたい。

電波は有限かつ希少な国民共有の財産であり、これを公平かつ透明な方法で割り当て、より利便性の高い（効率の高い）使い方を検討することは国民の利益にかなうものである。電波の経済的価値を重視する政策への転換に対しては、これまでも各方面から懸念の声が上がっている。総務省には、引き続きその点に留意し、真に国民の利益にかなう制度となるよう、幅広い観点で具体的な制度整備を進めることを要望する。

以上